

男女共同参画社会の形成に向けた 文部科学省の取組

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

2024年1月



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 女性活躍・男女共同参画の 重点方針2023について

2. 男女共同参画の推進に係る現状

3. 男女共同参画を推進するための
主な取組について

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」について

【基本的な考え方】

- 男女共同参画は、日本政府の重要かつ確固たる方針、国際社会で共有された規範
- 女性活躍の機運醸成、キャリア形成を支える環境づくりを両輪で進める
- 性犯罪・性暴力対策、生涯にわたる健康への支援等を通じて、女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現に向けた歩みを着実に進める
- 男女共同参画社会基本法に基づく第5次男女共同参画基本計画を着実に実行
- 5次計画で決定した成果目標の達成や施策の実施に向けた取組の更なる具体化や新たな事項について、政府全体として今後重点的に取り組むべき事項を規定

【経緯】

令和2年12月 第5次男女共同参画同参画基本計画（閣議決定）

（重点方針関連部分抜粋）

IV 推進体制の整備・強化

2 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進

② 男女共同参画会議の意見を踏まえ、毎年6月を目途に女性活躍加速のための重点方針を決定し、各府省の概算要求に反映させる。

令和4年6月5日 第70回男女共同参画会議 ⇒「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（原案）について」決定

令和4年6月13日 すべての女性が輝く社会づくり本部（第13回）・男女共同参画推進本部（第23回）合同会議

⇒「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」決定

【重点方針の骨子】

I 女性活躍と経済成長の好循環の実現に向けて

- (1) 企業における女性登用の加速化
- (2) 女性起業家の育成・支援
- (3) 地方・中小企業における女性活躍の促進

II 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化

- (1) 男女がともにライフイベントとキャリア形成を両立する上での諸課題の解消
- (2) 男女間賃金格差の開示に伴う更なる対応
- (3) 非正規雇用労働者の正規化及び処遇改善等
- (4) 女性デジタル人材の育成
- (5) 地域のニーズに応じた取組の推進
- (6) ひとり親家庭支援

III 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

- (1) 配偶者等からの暴力への対策の強化
- (2) 性犯罪・性暴力対策の強化
- (3) ハラスメント防止対策
- (4) 困難な問題を抱える女性への支援
- (5) 生涯にわたる健康への支援
- (6) 行政運営を補佐する合議体の委員構成における性別の偏りの解消
- (7) 「女性・平和・安全保障（WPS）」への取組強化
- (8) 夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方

IV 女性の登用目標達成（第5次男女共同参画基本計画の着実な実行）

- (1) 5次計画の中間年フォローアップ
- (2) 政治分野 (3) 行政分野 (4) 経済分野 (5) 科学技術・学術分野
- (6) 地域における女性活躍の推進 (7) 防災分野 (8) 国際分野

「女性活躍・男女共同参画重点方針2023」における主な文部科学省関連主要事項

Ⅱ 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化

(1) 男女がともにライフイベントとキャリア形成を両立する上での諸課題の解消

- 女性のキャリア意識をめぐる課題の解消
- ・各教育委員会に対し、固定的な性別役割分担意識等を払しょくするための教員研修プログラムの活用促進。理工系分野での活躍など将来のあらゆる選択肢に自由な希望を抱けるようにするための幼児期からの教育環境の整備。

(5) 地域のニーズに応じた取組の推進

- ・「独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ報告書」に盛り込まれた機能強化に係る施策・取組について令和5年度より実施可能なものから計画的に実施。機能強化を図るための所要の法案の令和6年通常国会への提出を目指す。

Ⅲ 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

(2) 性犯罪・性暴力対策の強化

- ・「生命（いのち）の安全教育」について全国展開を加速化。
- ・「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」に基づく施策の着実な実行。
- ・社会全体への啓発のため、地方公共団体、学校、関係機関等との連携の下で広報活動を展開。被害が潜在化・深刻化しやすいこどもを始め、多様な被害者がためらうことなく相談できるよう相談先等の周知を徹底。

(3) ハラスメント防止対策

- ・就職活動中の学生に対するハラスメントの防止のため、各大学における取組の好事例の発信や相談窓口の周知等を一層強化。
- ・高等教育機関におけるセクシュアルハラスメントを含む性暴力等及びその他のハラスメントの防止に向けた取組の推進。

(5) 生涯にわたる健康への支援

- ・学校における健康教育の充実、健康診断の保健調査票の活用により女子児童生徒の月経随伴症状等の健康状態を把握し、保健指導等の実施。
- ・女性アスリートが抱える健康課題等への支援体制の整備や理解促進、指導現場におけるハラスメント行為等の根絶。スポーツ団体における女性理事の目標割合の設定、その達成に向けた具体的な方策等の取組の促進。

Ⅳ 女性の登用目標達成

(第5次男女共同参画基本計画の着実な実行)

(5) 科学技術・学術分野

- ・理工農系の女子学生の修学や卒業後の活躍機会の確保のため、大学が民間企業等と連携して行う取組を大学の体制整備支援を通じて促進。
- ・理工系分野への進路選択の促進に向け、女子中高生や保護者、教員を対象として、大学・企業の双方からロールモデルを提示、ロールモデルによる出前授業を実施。
- ・女性管理職の登用拡大に向けた大学ガバナンスコードの見直し、学部ごとの女子学生・女性教員の在籍・登用状況などの情報開示の促進。
- ・学長、副学長及び教授における女性登用を促進するため、大学への資源配分において引き続きインセンティブを付与。
- ・ライフイベントと研究との両立や女性研究者リーダーの育成を一体的に推進するダイバーシティ実現に向けた大学等の取組を支援。

(6) 地域における女性活躍の推進

- 校長・教育委員会等における女性割合の向上
- ・各教育委員会の事業主行動計画等において、女性登用の具体的取組を未だ定めていない教育委員会や学校法人に対して、速やかに定めるよう要請。
- ・校長等への女性登用が進まない地域に対し、地域が抱える課題を地域の教育関係者と共有、他地域の好事例やロールモデルの提供。
- ・女性教員が管理職選考試験を受験するにあたっての困難さや課題を把握、必要となる取組を令和5年度中に検討。
- ・各教育委員会における学校の働き方改革等に係る計画の策定や公表、その取組状況等を「見える化」する枠組みを令和5年度中に検討。
- ・女性教育委員がない市町村に対して早期の女性教育委員の選任に向けた速やかな対応を要請。

II 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化

(1) 男女がともにライフイベントとキャリア形成を両立する上での諸課題の解消

○女性のキャリア意識をめぐる課題の解消

②固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消

- ・各都道府県教育委員会に対して、初任者研修や校内研修等において固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を払しょくするための教員研修プログラムの活用を促すとともに、特に校長等の管理職や進路指導担当教員については、教職員支援機構の動画教材の活用等により、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を払しょくするための研修を受講するよう要請する。
- ・学校現場において、男女の尊重や自分を大事にすることの理解、固定的な性別役割分担意識解消の理解を深める教育を推進するための教材、指導の手引き及び保護者向けの啓発資料を活用するよう各教育委員会に促す。また、児童生徒の固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消するための取組や、幼児期からも同様に、固定的な性別役割分担意識等を植え付けることなく、女子の理工系分野での活躍など将来のあらゆる選択肢について自由な希望を抱くことができるようにするための教育環境の整備に資する取組を行う。

III 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

(2) 性犯罪・性暴力対策の強化

⑥生命（いのち）の安全教育の全国展開の推進

- ・生命（いのち）を大切にし、こどもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。発達段階に応じ、就学前の教育・保育を含め、学校等において「生命（いのち）の安全教育」が実施されるよう、これまで構築した多種多様な指導モデルも活用しながら、自治体における普及展開に関する取組を支援することで、全国展開を加速化する。

⑦学校等で相談を受ける体制の強化

- ・教育相談体制の強化のためスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を引き続き促進するとともに、オンラインカウンセリングなどの支援を行う活用拠点を設置する。性犯罪・性暴力の被害に遭った児童生徒等からの相談に適切に対応することができるよう、教育委員会等に対し性被害を含む相談対応に関する周知を図る。

IV 女性の登用目標達成 (第5次男女共同参画基本計画の着実な実行)

(5) 科学技術・学術分野

②科学技術・学術分野における女性登用の促進

・学長、副学長及び教授における女性登用を促進するため、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金を始めとする大学への資源配分において、引き続きインセンティブを付与するとともに、女性を含む様々な人材が活躍できる環境整備のための必要な施策を講じる。等

(6) 地域における女性活躍の推進

②校長・教育委員会等における女性割合の向上

ア 校長等への女性の登用の促進

校長等への女性登用が進まない地域に対し、地域が抱える課題を地域の教育関係者と共有するとともに、他地域の好事例やロールモデルの提供等を行い、女性の管理職への登用を促進する。また、収集した好事例等を発信するための全国フォーラムを開催し、特に管理職への女性登用が進んでいない地域の学校長等の管理職人事担当者（課長クラス）が参加するよう各教育委員会等に促す。等

イ 教育委員会等における女性登用の推進

女性教育委員がいない教育委員会に対して行ったフォローアップの結果を踏まえ、女性教育委員がいない市町村に対して早期の女性教育委員の選任に向けた速やかな対応を要請する。等

<第5次男女共同参画基本計画における女性の登用・採用に関する成果目標>

項目	現状	成果目標(期限)
初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合		
副校長・教頭	25.2%(2023年)	25%(2025年)
校長	20.3%(2023年)	20%(2025年)
大学の教員に占める女性の割合		
准教授	26.5%(2022年)	27.5%(早期)、 更に30%を目指す(2025年)
教授等(学長、副学長及び教授)	18.7%(2022年)	20%(早期)、 更に23%を目指す(2025年)
都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数	52/1,853(2021年)	0(2025年)
項目	現状	成果目標(期限)
大学の理工系の教員(講師以上)に占める女性の割合	理学系:8.7%、工学系:5.7%(2019年)	理学系:12.0%、工学系:9.0%(2025年)
大学の研究者の採用に占める女性の割合	理学系:14.5%、工学系:16.3% 農学系:20.6%、医歯薬学系:25.3% 人文科学系:42.5%、社会科学系:28.8%(2020年)	理学系:20%、工学系:15% 農学系:30%、医歯薬学系:30% 人文科学系:45%、社会科学系:30%(2025年)

1. 女性活躍・男女共同参画の
重点方針2023について

2. 男女共同参画の推進に係る現状

3. 男女共同参画を推進するための
文部科学省の取組について

○学校における女性教員、女性管理職の割合

＜学校種別女性教員・管理職割合 令和5年＞

初等中等教育機関	教員	園長・校長	副園長・副校長・教頭
全体	51.3%	20.3%	25.2%
小学校	62.6%	26.7%	32.0%
中学校	44.6%	11.1%	19.2%
高校(全日・定時制)	33.4%	10.3%	13.7%
特別支援学校	62.8%	31.4%	36.2%

全体には、小学校、中学校、高校(全日・定時制)、特別支援学校の他、義務教育学校、高校(通信制)、中等教育学校を含む

教員の働き方や意思決定のあり方が、子供たちの性別役割分担意識に影響を与える可能性

子供向け学習イベントにおいて国立女性教育会館が実施したクイズ（子供への問いかけ）

「女性の校長先生が少ないのはなぜか」

ふせんに書いた小中学生の回答（約150名の回答からの抜粋）

「おとこのほうがつよいから（小1）」

「男の先生がしっかりしているから（小4）」

「男性のほうがリーダーっぽくて、なんとなくよい（小5）」

「学校は校長先生がせきにんをおうのがとうぜんだから、女の方はせきにんをおうのがいやだから（小4）」

「女性がとちゅうで結婚や育児などを理由に仕事をやめてしまうから（中1）」

「女の方は家の事でせいっぱいだから（小3）」



詳細は以下をご参照ください。

国立女性教育会館編2020『学校における女性の管理職登用の促進に向けて－なぜ少ないか、なぜ増やすことが必要か、登用促進のために何ができるか－』（P.15）

<https://www.nwec.jp/about/publish/2019/ecdat600000078yg.html>

都道府県政令市・性別管理職率等の最新データは、以下参照

『初等中等教育における管理職に占める女性の割合の現状－「学校基本統計」および「公立学校教職員の人事行政状況調査」をもとに－』

<https://www.nwec.jp/about/publish/jpk9qj0000002xv1.html>

1. 女性活躍・男女共同参画の 重点方針2023について

2. 男女共同参画の推進に係る現状

3. 男女共同参画を推進するための 主な取組について

「生命（いのち）の安全教育」教材・指導の手引き等について

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」決定）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、有識者の意見も踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」のための教材及び指導の手引きを作成。これにより、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育を推進。

教材・指導の手引き等の内容

- ・発達段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教材等を作成
- ・具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることをめざす。
- ・また、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示した指導の手引きを作成。
- ・教材動画、教員研修用動画を作成。

（教材の主な内容）



【幼児期】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応 等



【高校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクハラの例示）
- ・二次被害について
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【小学校】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応
- ・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



【特別支援教育】

- ・小学校等向けの教材を活用しつつ、障害の状態を踏まえ教材を工夫して実施。
- ・児童生徒の発達段階や障害の状態等に応じた個別指導を実施。



【中学校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・性暴力の例、実態
- ・身近な被害実態
- ・性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



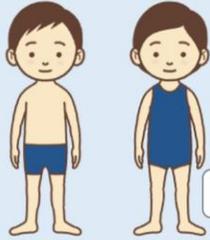
各段階の教材・指導の手引き、下記のサイトよりダウンロードできます。教材動画、教員研修用動画も下記サイトより視聴できます。

教育委員会や学校における研修や授業等において、本教材を投影したり配布したりするなどして、御活用いただけます。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」（URL）https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



みずぎでかくれるところは
じぶんだけの
だいじなところだからだよ

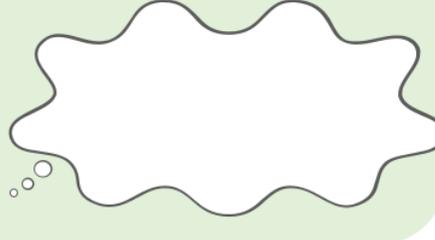


いろいろひとに
みせるとどう
じゃないんだね！

くち・かお もだいじだよ！



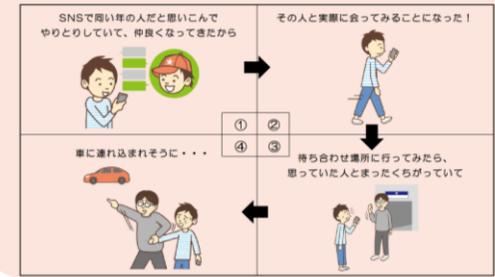
びっくりしたり、いやなきもちに
なったりするときって
どんなときかな？



ワークシート

SNSを使うときに気をつけること

SNSでやりとりしている相手は
本当に信らいい人なのかな？



性暴力の例【デートDV】

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、結婚している相手など親密な間柄の相手から
ふるわれる暴力のことです。恋人同士の間で起こる暴力のことを「デートDV」と言います。

どんなことがデートDVになるの？

身体的暴力

精神的暴力

性的暴力

経済的暴力



- 暴力を手段として、相手を思いどおりにしたり、一方的に言うことを聞かせようとします。
- 殴る、蹴るといった体に対する暴力だけでなく、相手をバカにしたり無視をするといった行為もDVです。

こんな思い込みをしていますか？

- 相手を殴ったり、束縛したりすることが愛情表現
- 愛があれば暴力は許される
- 男は強引なほうがいい、女は無言にしたがるもの

親しい間柄でも自分と相手の気持ちを大切にしましょう

- 自分がいやだと思ったことはいやと言える
- 相手がいやがることはしない

性暴力が起きないようにするためには

性暴力の被害者と加害者を生まないためには、自分を大切に、相手も大切に、相手とよりよい人間関係をつくっていくことがとても大事です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながっていきます。

自分を大切に

相手を大切に

暴力をゆるさない

SNS等を通じた被害を例にすると・・・

自分の下着姿や裸の写真を撮ったり、送ったりしない



相手の下着姿や裸の写真を送ったり、SNSに投稿したりしない

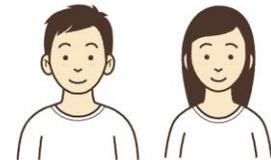


誰かの性的な写真が送られてきたら、そのまましないで信頼できる人に相談しよう



お互いの心と体を大切にするために

—性暴力のない社会に向けて—



誰もが自分の心と体を尊重される権利を持っています。しかし、望まない性的な行為によって、その権利が侵害されてしまいます。この冊子には、自分の心と体を大切に、周りの人の心と体も大切にするためのヒントが書かれています。一人で、あるいは周りの人と一緒に読んで、今日から自分に何ができるかを考えてみましょう。

目次

- 性暴力とは
- どのような被害が起きているの？
- 身近でこのような被害が起きている
- 性暴力が起きないようにするには
- 困った時はどうすればいいの？
- 相談先

「生命（いのち）の安全教育」について ～性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないために～

令和2年度から令和4年度までの取組：教材・指導の手引きの作成、動画教材の作成、モデル事業の実施を通じ、

「生命（いのち）の安全教育」の導入に参考となるコンテンツの作成・普及による環境整備

- 教材・指導の手引きの作成・公表（令和3年4月）▶教材等を活用した指導モデルの作成（令和3年度～）・事例集の作成（令和4年度～）
- 動画教材の作成・公表（令和4年6月）、教員向け研修動画の作成・公表（令和4年11月）
- 生徒指導提要の改訂にあたり、性犯罪・性暴力に関する対応として「生命（いのち）の安全教育」を盛り込む（令和4年12月）



令和5年度からの取組：これまでの取組を継続しつつ、学校現場での実践をより後押しする取組を通じ、全国展開を強力に推進

～令和5年度
春頃

※ 下線は令和5年度「生命（いのち）の安全教育推進事業」において実施

・「生命（いのち）の安全教育」ウェブサイトリニューアル

夏頃

- ・事例集（令和3・4年度実践例）の公表（R5.7月）
- ・「生命（いのち）の安全教育」実施状況の公表（R5.9月）
＜令和3年度の実績＞

質問項目	合計	幼稚園	小学校	中学校	高校	特別支援学校
性犯罪・性暴力防止のための教育の実施率	35.8%	5.0%	37.0%	53.4%	63.0%	49.9%

文部科学省「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」

指導モデル
の構築

↓
↓
授業等での
実践

事例集の
作成

↓
↓
事例収集

秋～冬頃

- ・全国フォーラムの開催（R5.11月）
…対面とオンラインによるハイブリッド開催
→授業実践や教職員研修等の実践事例の共有
→担当者同士の交流促進等を実施

＜授業等での実践の様子＞



上記の他、各種会議等を通じ、教育委員会等に向け「生命（いのち）の安全教育」の実施のための働きかけを随時行う。

令和4・5年度「学校等における生命（いのち）の安全教育推進事業」委託先一覧

R4 委託先名称(実施主体)	実践校数					
	幼児期	小学校	中学校	高校	特別支援	合計
さいたま市教育委員会		2				2
社会福祉法人 和みの会	2					2
千葉市(千葉市教育委員会)			4	1	2	7
浦安市(浦安市教育委員会)		4				4
特定非営利活動法人はなえみ	1					1
東京女子体育大学	2					2
東京学芸大学	1	2	2			5
東京都教育庁 ※板橋区教育委員会と連携		1	1	1		3
足立区		1	1			2
びわこ学院大学	1					1
社会福祉法人あかつき会	1					1
大阪市教育委員会		4	2			6
摂津峡認定こども園	6					6
和歌山県(和歌山県教育委員会)		1	1	1		3
鳥取県(鳥取県教育委員会)				1		1
山口県教育委員会					1	1
徳島県(徳島県教育委員会) ※阿南市教育委員会と連携		1	1			2
北九州市私立幼稚園連盟	4					4
延岡市(延岡市教育委員会)			1			1
鹿児島県教育委員会				1		1
20団体55校(園) 合計	18	16	13	5	3	55

R5 採択先名称(実施主体)	実践校数					
	幼児期	小学校	中学校	高校	特別支援	合計
社会福祉法人和みの会	2					2
特定非営利活動法人はなえみ そがチャイルドハウス保育園	1					1
足立区			1			1
国立大学法人東京学芸大学		2	2		1	5
合同会社Mom's sun	3					3
大阪市教育委員会		3	1			4
堺市			2			2
社会福祉法人照治福祉会	6					6
国立大学法人大阪教育大学		1				1
山口県教育委員会					9	9
徳島県		2				2
11団体36校(園) 合計	12	8	6	0	10	36

<参考:令和3年度)>

R3	実践校数					
	幼児期	小学校	中学校	高校	特別支援	合計
13団体49校 合計	3	28	15	1	2	49

背景等

- 少子高齢化、Society5.0の実現を見据える中、**あらゆる分野での女性の参画拡大は社会・経済の持続可能な発展のために重要。**
- 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月）では、**社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、指導的地位への女性の参画の拡大が極めて重要**とされた。
 - ・「2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す。」ことが目標として掲げられ、
 - ・学校教育分野においては、**初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合を令和7年までに、校長20%、副校長・教頭25%とする成果目標が設定。**
- 女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太2023）（令和5年6月）では、「児童生徒の固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消するための取組や、**幼児期からも同様に、固定的な性別役割分担意識等を植え付けることなく、女子の理工系分野での活躍など将来のあらゆる選択肢について自由な希望を抱くことができるようにするための教育環境の整備に資する取組を行う。**」とされている。

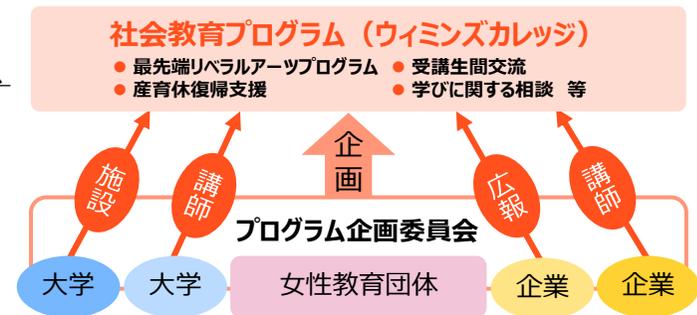


令和2年度より、女性の多様なチャレンジに必要となる学びを総合的に支援する仕組みづくりに関するモデルを構築。

令和6年度は、**女性教育関係団体、大学及び研究者、企業等が連携し、女性が指導的地位に就くに際して必要となる体系的な学習の提供等、女性の多様なチャレンジを総合的に支援するモデルを構築。**さらに、我が国の将来を担う子供たちの最も身近な存在である**学校運営における女性の参画を推進し、子供たちの男女共同参画を推進する意識を醸成することに加え、幼児期の教育現場等における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する方策について調査研究**を行う。

取組① 多様なチャレンジに寄り添う学び・社会参画支援モデルの構築

- 男女共同参画、女性の活躍等に知見を持つ女性教育関係団体と多様な分野に高度な知見を持つ大学及び研究者、企業等が連携し、総合的な知識、的確な判断力と実行力を高め、**組織の指導的地位として、より高度な社会参画を目指す女性の支援に資する社会教育プログラム（ウイミンズカレッジ）**を構築。
- 同プログラムでは、男女共同参画に関する知識の他、Society5.0時代の最先端のリベラルアーツや、ビジネスや高度な意思決定の場で求められる的確な判断力等、多種多様な社会生活においてアップグレードを目指す女性を対象に、それぞれの知識の体幹強化に必要なオーダーメイド型の学習機会を提供するモデルを構築する。



取組② 学校教育分野における女性の意思決定過程への参加

- 学校教育分野において女性の採用・登用が進まない地域が抱える課題について把握し、その課題解決に役立つ好事例や教員を目指す女性が管理職等へのキャリアを志向することができるようなロールモデルを収集し、全国フォーラム等の開催により横展開を図る。

取組③ 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に資する調査研究

- 未就学児がジェンダーバイアスにより自分の可能性を狭めてしまわないよう、幼児期の教育現場等における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する方策について調査研究を行う。

女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業（令和5年度実施概要）

【実証事業】

団体名	事業題名	概要
京都女子大学	ウイミンズカレッジ(KNF)連携 マネジメント力基礎プログラム	<p>組織で必要とされるマネジメントの基本的な知識とリーダーシップスキルを学び、キャリアを振り返ることで、社会参画のマインドとキャリアに関する自己効力感を高め、マネジメント職への挑戦を高めることを目的とする。</p> <p><実施内容> 女性リーダー育成のリカレント教育課程を擁する京都女子大学、日本女子大学、福岡女子大学が協働し、多様な指導的立場の女性を総合的に支援するマネジメント力養成の視点から、各大学の特徴的な講座を提供し、構築。 また、受講生同士のネットワーク化とキャリア開発への意欲を高めることを目的として、リーダーシップセミナーや女性教育関係団体等のセミナーも組み、これまでの実績から、受講生や講師との相互作用による効果にも着目したプログラムを編成。</p>

【普及啓発事業】

団体名	事業題名	概要
株式会社Ridilover	学校教育分野における女性の意思決定過程への参加	<p>「学校教育分野における女性の管理職の採用・登用」について、①教育長、教育委員等を含めた受講者を明確にしたプログラム設計および②アンコンシャスバイアスを持った層に対しても参加を促せるようなプログラム設計、の2点を重視して事業を行う。</p> <p><実施内容> (1) 女性管理職の採用・登用の好事例・ロールモデルの作成 (2) 全国フォーラムの開催 (3) 資料集の作成 等</p>

科学技術イノベーションを担う女性の活躍促進

令和6年度予算額（案） 22億円
 （前年度予算額 21億円）
 ※運営費交付金中の推計額含む



文部科学省

背景・課題

- 人口減少局面にある我が国において、研究者コミュニティの持続可能性を確保するとともに、多様な視点や優れた発想を取り入れ科学技術イノベーションを活性化していくためには、女性研究者の活躍促進が重要であるが、女性研究者割合を諸外国と比較すると依然として低い水準にあり、特に上位職に占める女性研究者の割合が低い状況。
- 次代を担う自然科学系の大学学部・大学院における女子学生の割合も低い状況。

【統合イノベーション戦略2023（令和5年6月9日 閣議決定） 抜粋】
 引き続き、出産・育児等のライフイベントと研究を両立できる環境の整備や女性研究者の活躍促進等、研究環境のダイバーシティ実現に向けた大学等の取組を支援する。

【女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023】（令和5年6月13日決定） 抜粋】
 女子中高生の理系分野に対する興味関心を喚起し、進路選択に大きな影響を与える教員と保護者への女子の理系進路選択に関する理解の促進等、理系分野への進路選択支援を行っている大学等を引き続き支援する。

ダイバーシティ研究環境 実現イニシアティブ

令和6年度予算額（案） 1,133百万円
 （前年度予算額 1,087百万円）

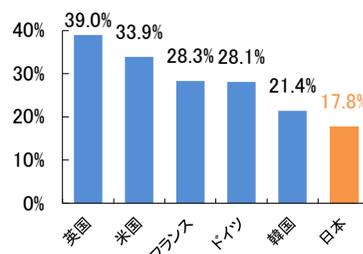
事業の目的・目標

- 研究と出産・育児等のライフイベントとの両立や女性研究者の研究力向上を通じたリーダーの育成を一体的に推進するダイバーシティ実現に向けた大学等の取組を支援する。（H27年度より開始）

ダイバーシティ実現に向けた取組の支援

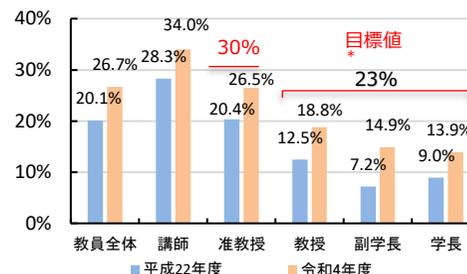
- 対象機関：国公立大学、国立研究開発法人等
<女性リーダー育成型>
 - 支援取組：教授・准教授等の上位職への女性研究者の登用を推進するため、挑戦的・野心的な数値目標を掲げる大学等の優れた取組を支援
 - 事業期間：6年間（うち補助期間5年間）
 - 支援金額：上限70百万円程度／年・件
- 新規採択件数：3件程度（そのほか既採択分36件を継続実施）
 ※別途実施中の先端型、牽引型、特性対応型についてはR4年度までに採択された機関のみ継続実施

■ 女性研究者割合の国際比較



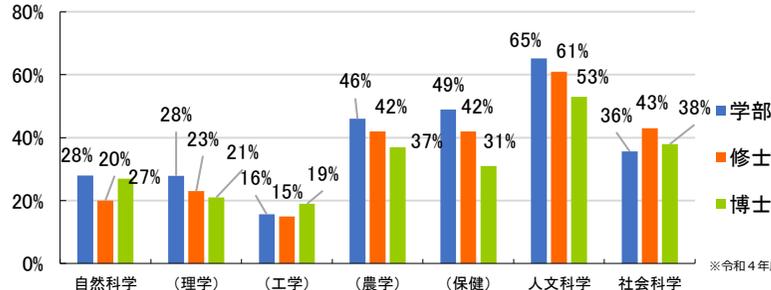
※「科学技術研究調査報告」（日本）、「Main Science and Technology Indicators」（英国、韓国、フランス、ドイツ）、「Science and Engineering Indicators」（米国）より作成

■ 大学における職位別の女性教員の在籍割合



※「学校基本調査」より作成
 ※第5次男女共同参画基本計画及び第6期科学技術・イノベーション基本計画における成果目標

■ 学部学生・院生に占める女性の割合



※令和4年度学校基本調査より作成

特別研究員 (RPD)

令和6年度予算額（案） 951百万円
 （前年度予算額 930百万円）

- 博士の学位取得者で優れた研究能力を有する者が、出産・育児による研究中断後、円滑に研究現場に復帰して、大学等の研究機関で研究に専念し、研究者としての能力を向上できるよう支援。また、海外渡航に係る家族の往復航空賃を新たに措置。
- 対象：出産・育児による研究中断から復帰する博士の学位取得者
- 研究奨励金：年額4,344千円〔支援人数214人(うち新規75人)〕
- 採用期間：3年間

JST 女子中高生の理系進路選択支援プログラム

令和6年度予算額（案） 72百万円
 （前年度予算額 72百万円）

- 女子中高生の理系分野への興味・関心を高め、適切な理系進路の選択を可能にするため、シンポジウムや実験教室等の取組に加え、地域や企業等と連携した取組などを実施する大学等を支援
- 対象機関：国公立大学・研究機関・民間企業・教育委員会等による構成組織の代表機関
- 支援取組：適切な理系進路選択について女子中高生に効果的にアプローチするために、保護者・教員も含めた地域における取組を支援
- 支援金額：3～6百万円／年・件〔10件程度（うち令和6年度新規：5件程度）〕
- 実施期間：3年間（事業開始：平成18年度（平成21年度よりJST実施））

現状・課題

スポーツ基本法では、スポーツは、「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のもの」とされており、スポーツに親しむ時間や環境の確保が求められている。

このため、第3期スポーツ基本計画に基づき、スポーツの実施に関し、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず広く一般に向けた普及啓発や環境整備を行う。

これにより、20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率が70%になることを目指しつつ、東京大会によるスポーツの機運向上等を契機とした、多様な主体によるスポーツ参画を促進する。

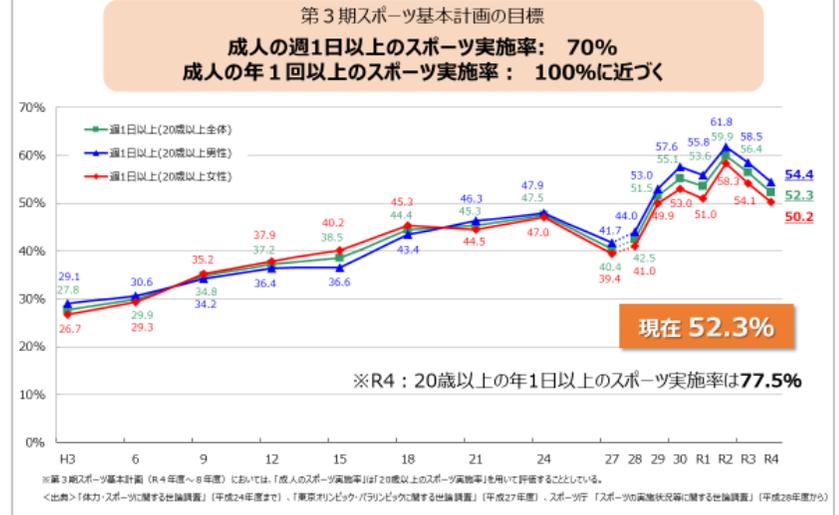
事業内容

事業実施期間 令和2年度～

スポーツが生涯を通じて生活の一部となることで人生や社会が豊かになるという「Sport in Life」の理念に賛同いただいた民間企業、自治体、スポーツ団体等でコンソーシアムを構成。これを情報や資源のプラットフォームとして、働く世代をはじめとした国民のスポーツ実施を促進する。

また、スポーツ実施の効果(体力向上、健康増進等)を高めるためには、スポーツを支える土台としてのコンディショニングや、その方法としての目的を持った運動(エクササイズ等)を実施することが重要。このため、ハイパフォーマンス分野の取組と連携しつつ、先端技術を活用したコンディショニング基盤(データ測定・フィードバックの手法等)の実証研究を推進することにより、多くの国民が、ライフパフォーマンスの向上を目指し、多様なコンディショニングを気軽に行える環境を整備する。**(新規)**

20歳以上のスポーツ実施率の状況



- ① コンソーシアムの運営及び加盟拡大、加盟団体の表彰・認定・連携促進、ムーブメントの創出、スポーツ人口の拡大に向けた取組モデルの創出
 126,370千円 (131,870千円)

- ③ スポーツ実施率の向上に向けた総合研究事業 20,764千円 (83,056千円)

件数・単価	2箇所×10,382千円	交付先	大学等へ委託
-------	--------------	-----	--------

- ② 安全なスポーツ活動支援などスポーツに関する情報提供の仕組みづくり
 28,536千円 (32,004千円)

- ④ 先端技術を活用したコンディショニング基盤実証研究事業 (ライフパフォーマンス分野) 70,152千円 **(新規)**

件数・単価	3箇所×19,924千円 1箇所×10,380千円	交付先	大学等へ委託
-------	------------------------------	-----	--------

アウトプット (活動目標)

加盟団体のうち優れた取組を行った団体の表彰数

令和3年度	令和4年度
12団体	9団体

短期アウトカム (成果目標)

Sport in Lifeコンソーシアム加盟団体数の増加

令和4年度目標 2,000団体
 →令和4年度実績 **2,483団体** (達成度124.2%)

中期アウトカム (成果目標)

スポーツエールカンパニーの認定団体数の増加

令和4年度目標 750団体
 →令和4年度実績 **915団体** (達成度122%)

長期アウトカム (成果目標)

20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率の向上

令和8年度目標 70%
 →令和4年度実績 **52.3%** (達成度74.7%)

現状・課題

スポーツ界においては、令和元年に策定したスポーツ団体ガバナンスコードに基づく競技団体の適合性審査やスポーツ仲裁活動の推進、また、競技団体の組織基盤強化の取組等を通じて、スポーツ・インテグリティの確保に向けて一体的に取り組んできた。

しかしながら、**依然としてスポーツ団体ガバナンスコードに基づく各競技団体の取組は十分とは言えず、スポーツの価値を脅かす不祥事が発生している状況**であることから、**スポーツ・インテグリティの確保に向けて更なる取組が必要**である。

なお、スポーツ団体ガバナンスコードについては現在、令和6年度から始まる適合性審査2巡目を見据え、競技団体が行う取組の実効性を更に高めるための見直しを行っており、今夏には改訂版を公表する予定である。

（スポーツ団体ガバナンスコードの適合性審査等の結果）

- ・適合性審査「不適合」
R2: **1団体** R3: 0団体 R4: 0団体
- ・適合性審査「要改善」
R2: **5団体** R3: **1団体** R4: **3団体**
- ・円卓会議に不祥事案を報告された競技団体
R3: **1団体** R4: **1団体**

スポーツ庁作成

事業内容

我が国のスポーツ・インテグリティを高め、クリーンでフェアなスポーツを推進するため、競技団体が行うガバナンス確保に向けた取組を支援することで、競技団体のガバナンスを向上させる。

<p>①ガバナンスコードの実効化に向けた支援 12百万円（12百万円） スポーツ団体ガバナンスコードの趣旨や目的、コード見直しにより追加された補足情報等について、競技団体が十分に理解した上で主体的にコード遵守に取り組めるよう、ワークショップやシンポジウム等を開催する。</p> <p>件数・単価 1箇所×約12百万円 交付先 民間団体</p>	<p>②スポーツ仲裁活動の推進 11百万円（15百万円） スポーツにおける紛争の早期解決や競技者の権利保護を図るため、スポーツ仲裁制度について、競技者や各競技団体における理解を増進するための研修会・説明会を実施するとともに、海外仲裁機関と連携して、スポーツ仲裁活動の中核的人材の育成等を行う。</p> <p>件数・単価 1箇所×約15百万円 交付先 民間団体</p>
<p>③競技団体における多様な人材の配置促進 6百万円（6百万円） 多様なステークホルダーを有する競技団体の意思決定や業務執行にあたって、多様な意見を反映できるよう、女性役員をはじめとする多様な人材の競技団体への配置を促進するため、競技団体と多様な人材のマッチングに資する取組を実施する。</p> <p>件数・単価 1箇所×約6百万円 交付先 民間団体</p>	<p>④競技団体間の連携・統合に向けた環境整備 10百万円（10百万円） 効果的・効率的に競技団体のガバナンス向上を図るため、競技団体間の連携や統合も視野に入れた協働体制を構築できるよう、連携・統合における課題の解決に資するワークショップを実施すること等により、競技団体の自主的な取組を促進する。</p> <p>件数・単価 1箇所×約10百万円 交付先 民間団体</p>

アウトプット（活動目標）

ガバナンスコードやスポーツ仲裁に関する競技団体役職員の研修機会の確保

<R5年度>

- ・競技団体役職員向け研修会を2回実施
- ・競技者・競技団体役職員向け研修会等を10回実施

短期アウトカム（成果目標）

アンケートにおいて「ガバナンスコードに対する理解が深まった」と回答する競技団体の割合

令和6年度：100%

中期アウトカム（成果目標）

適合性審査二巡目（R6～9）において「要改善事項」無しの「適合」評価を受ける競技団体の割合

R9年度：100%

長期アウトカム（成果目標）

スポーツ界における不祥事の未然防止

円卓会議に報告される不祥事案
R4年度：1件→R10年度：0件

学校における男女共同参画の推進のための教員研修プログラム

～「無意識の思い込み」(アンコンシャス・バイアス)に気付くために～



男女共同参画の推進には、固定的な性別役割分担意識の解消や、「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に気付いて言動等を見直していくことが必要です。文部科学省では、初等中等教育の学校現場における男女共同参画について、教員自身の「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に気付きを促し、男女共同参画の基本理念や意義を整理するとともに、日常の教育活動や学校運営などを男女共同参画の視点から捉え直し、学校の管理職や教員自身の指導のヒントにつながる研修プログラムを作成しました。

<研修プログラムで提供する教材>

教材は4種類の「動画教材」の他、「ワークシート」、研修プログラムを企画・実施するための「実施の手引き」があります。

◆ 動画教材

ケース動画（11の教育現場）の他、ケース動画のポイントを示す解説動画、社会的な背景をまとめた講義動画などを掲載しています。

主な対象	ケース(場面)			
小学校教員 【初期・中堅】	ケース1 教室の日常 (家庭科・掃除) 	ケース2 学校行事(卒業式) 	ケース3 小学校での キャリア教育 	ケース4 ワーク・ライフ・ バランス
中学校・高校教員 【初期・中堅】	ケース5 教室の日常 (理科の実験) 	ケース6 学校行事(体育祭) 	ケース7 大学の 専攻分野の選択 	
管理職/管理職候補 教育委員会教職員 【管理職・ミドルリーダー】	ケース8 教員の日常 (校務分掌) 	ケース9 教員の日常 (校長会議) 	ケース10 ミドルリーダー への声かけ 	ケース11 男性教員の 育休取得

◆ ワークシート

ケース動画を視聴したあとに、ケースを見て気付いたこと、ディスカッションをして思ったこと、解説動画を視聴して研修を振り返り、考えたこと等を記入します。

◆ 実施の手引き

動画教材を対象や時間、目的等に合わせて組み合わせて活用し、教員研修プログラムを企画・実施するための手引きです。

<研修の流れ>

【基本ワーク（1回のワークでSTEP1～3を行う場合）】

①時間 60分 ②形態 校内研修や教育センター等主催

※「実施の手引き」では、応用編として25分～90分のワークの展開例も示しています。



<詳しくは、こちらから>

●男女共同参画の推進に向けた教員研修モデルプログラムの開発

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1416258_00002.htm



児童生徒の将来の選択肢を狭めてしまわないように

「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」とは？

無意識のうちにとらわれている思い込みや偏ったものの見方のことです。これらは知らないうちに言動に表れて、人を傷つけたり、組織のあり方に影響を及ぼしたりすることがあります。

「無意識の思い込み」は、環境や経験を通してつくられるもので、誰にでもあるものです。まずはこれらに気付くことが大切です。

「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」や固定的な性別役割分担意識の事例

家事・育児・介護は女性のほうが向いている



管理職は男性のほうが向いている



夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである



教育の場で起こる「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」

～大学の専攻分野の選択～

放課後、クラスの生徒と雑談している時、生徒は、進学する大学や専攻分野について迷っていることや、親の意見も気にしていることなどを話し出しました。

女子生徒「最近、工学部っておもしろそうと思っているんです。ただどうちの親は、文系のほうが成績がいいのだし、就職先も見つけやすいから文系に行ったほうがいいって言うんです。それに、女なんだから東京なんかに行かないで家から通える大学にしろとか、浪人もダメだとかいうんですよ。どう思います？」

女子生徒の発言や気持ちをどう思いますか。

女子生徒の親の発言や気持ちをどう思いますか。

ケースのご紹介



令和6年度 国立女性教育会館の主な研修事業(予定)

事業名	対象
(1) 地域における男女共同参画推進リーダー研修	女性関連施設の管理職、男女共同参画行政責任者、地域で男女共同参画を推進する団体等のリーダー
(2) 地域における男女共同参画推進のための事業企画研修	行政、女性関連施設、公民館等の職員で、地域における男女共同参画推進のための事業等の企画・実施業務に現在就いている方
(3) 学校における男女共同参画研修	教育長、教育委員、教育委員会及び教育センター等の管理職・職員(管理主事・指導主事等) 初等中等教育諸学校(特別支援学校を含む)の管理職・教職員
(4) 女性関連施設相談員・相談事業担当者研修	公私立の女性関連施設、相談機関等の相談員、地方公共団体における関連施策担当者(相談事業を統括する立場にある方)
(5) 男女共同参画推進フォーラム	行政、男女共同参画センター、企業、大学、NPO等において男女共同参画の推進に携わる方及び男女共同参画推進に関心のある方
(6) 男女共同参画の視点による災害対応研修	自治体の災害対応担当部署・男女共同参画課部署の職員、学校関係者、地域防災を担うリーダー等
(7) 女性活躍推進セミナー	企業、法人、大学、官公庁等の人材育成担当者、ダイバーシティ推進担当者等
(8) NWECグローバルセミナー	テーマに関心のある行政、教育・研究、企業、市民社会組織、学生等 ※国内外の専門家を招き、男女共同参画の推進に資する先進事例や国際社会の動向を紹介。



令和5年度「地域における男女共同参画推進リーダー研修」



令和5年度「男女共同参画の視点による災害対応研修」



令和5年度「女性関連施設相談員・相談事業担当者研修」



令和4年度「NWECグローバルセミナー」